## ○厚生労働省令第百三十一号

職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十二条の十六第三項の規定に基づき、職業安定法施行

規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月二十三日

厚生労働大臣 武見 敬三

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則 (昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

3 2 5 4 及び年項び当度及 度 五年 ンター 度前 号に 及び度 6 す 前 関 ( 前 する 日 度 該 0 供項 供 第三号に 兀 五. 五. 掲げる - ネツト までの L 掲げる事 内 総 次は 年  $\mathcal{O}$ 五. 年 年 情報け定 なけ 略 度 0 度 数項 0 十二条の 各年 前五 度 に 内 兀 八 <u></u>四 . 掲げ 内の 間 事の れ お で れに 月 を 、きる。 一日か ば 項 度 利 事 は 項 各 0 ばか 年 月 11 なかわ 、 て 同 ならない にあつてはその 各 る事項にあ 前 12 年 7  $\mathcal{O}$ 度 用 十六に ては四 総数 内 関 度の総数に関 日 年 年 L 者 なら て、 する情 度の総数 0 5 か 度 各 ら九月三十 関する事 71 ず、 <u>一</u> 前 改 月一日、 年三月三十一日 職 年 五. 数)に関かっては前に 度  $\mathcal{O}$ 業 年 報 同 正 のうち、 号に の総 に 総 度 安 ける情に から 時 項 内 0 数 定 後 点に か前ら年 数) 及び 1 日 0 掲 ま 各 兀 定 する情報を、 げ て 月三十 おける情報を、 九月三十日 度に は報 同す で 当 る 年  $\mathcal{O}$ までをいる事項にあ + 項 0) 関  $\mathcal{O}$ 該 定 度 る 情報を、第四号及び第月三十日までの間は前年度前関する情報を、第二号関する情報を、第二号 第一 月 有 年 0) 日までの 総 同 料 度 前四 号職に業 日 項 数 級に関する情報 日から十二月三 日から十二月 日本での間は前年 日本の事項 . う。 う。以下のつては前に 年 それぞ 度 総数の 下このに前年度 ŋ 1 れ 各 3 5 2 一〜五 (略)点における情報を、質する情報を、質 九月三十日までの間事項にあつては前年 当該 項及び 月三十一日 び年 と ンターネツト する情報とすることが にが 日 頃及び次で年度は、 に関する情報にが提供しなけれ こから九月三十日の項及び次項に <u>;</u> 五. いう。 第三号に 度 6 ·四 条 0 年 度 総 三十二条 数 0 項 0) (略) 及び の総 掲げ ま 前 に 兀 八 · を 利 で れに 年 お 月 介 一 数)に関いて を、 第四 一日 0) る つばか 日 12 事 0 前 11 なかわ 年度 までの V 間 事 て 用 々 お 、それぞれ、提供しなければ四号及び第五号に掲げる事項間は前々年度の総数及び前々 六に 項 同 カ は Þ て L 者 1 下この ľ なら できる。 は 0 7 5 前 に 年 総数 ず、 度 兀 翌年三月三十一日 関 7 する情報を、 間 関する事 Þ 改 年 は 前 す  $\mathcal{O}$ 月 情 の総数に関する情報月一日から四月三日 る情 報 及び 前 業安定 度 同 項及び次項に  $\mathcal{O}$ Þ 正 号に 総数 年度の 年 の項 0 うち、 度」 報に 項 に 前 総 前 数 々年 及 掲 局 規 総 لح び当 定 第二号及び げ 及 0 長 月三十 る事 同 数、 び 11 す 度 0 1 までを事項に、 う。 て る お 該 項  $\mathcal{O}$ 定 前 ればならない。事項にあつてはる 第一 年 は 報 有 総 々 1 前 Þ + 日 々 数 て 度 々 Þ 月一 号 職 年 第三 のの ま 年 あ 年 回 11 う。 同 に 業 度 前 度 で 度 総 前 . 月 一 一号に 0) 日 項  $\mathcal{O}$ 掲  $\mathcal{O}$ 数年 Þ コから十二 次第二号及 が関は前々 げる 総 Þ 総 度 介 回 以 日 か 数) 掲げ 年 数 そ 前 事 下 及び 事 度 以 年 に 0 月 ŋ

Ź

の度

下

にら

時

関

々項者

附則

F

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の職業安定法施行規則 (以下「新安定則」という。) 第二十四条の八第三項第一

号に規定する無期雇用就職者の数の総数に関する情報の提供に関する同項及び同条第四項の規定は、 平成

三十年度の当該総数に関する情報の提供から適用する。

3 新安定則第二十四条の八第三項第二号及び第三号に掲げる数の総数に関する情報に関する同項から同条

第六項までの規定は、平成三十年度の当該総数に関する情報から適用する。